

令和5年5月17日

保護者の皆様

宇陀市教育委員会事務局
教 育 総 務 課

新型コロナウイルス感染症の対応について（お知らせ）

平素は本市の教育活動にご支援、ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和5年5月2日付で保護者の皆様にお知らせしたところですが、県においても見直しが図られたことを受け、新型コロナウイルス感染症の対応について、下記のとおりとさせていただきます。

今後とも、児童生徒の感染が疑われる場合は、医療機関等の指示を仰ぐことを原則としますが、出席停止の期間や登校判断等について各学校と相談の上、ご対応いただきますようよろしく願いたします。

【児童生徒が感染した場合】・・・出席停止になります

- 出席停止期間は、「発症した日の翌日を1日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」になります。診断書や陽性を証明する書類を提出する必要はありません。
- 「症状が軽快する」とは、薬を使用せず、37.5℃以上の発熱がなく、咳や咽頭痛の症状が悪化していない状態をいいます。
- 出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性を証明する書類を提出する必要はありません。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお勧めします。

【児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合】・・・登校を控えます

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せずに、自宅で休養することが大切です。新型コロナウイルス感染症の感染が明らかでない場合は、欠席扱いとなります。
- 医療機関を受診した場合は、医師の指示に従います。

※ 児童生徒の同居家族が感染した、あるいは、児童生徒の同居家族が発熱や咽頭痛、咳等の症状があっても、児童生徒本人に体調不良がなければ、児童生徒の登校は可能です。